

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術の実施件数

実施期間 2024年1月～2024年12月

(1)区分1に分類される手術

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	1
エ	肺悪性腫瘍手術等	13
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	81

(2)区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	3
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	3
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	7

(3)区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

(4)区分4に分類される手術

胸腔鏡下及び腹腔鏡下手術	443
--------------	-----

(5)その他の区分に分類される手術

人工関節置換術	0
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	36
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術	
急性心筋梗塞に対するもの	2
不安定狭心症に対するもの	3
その他のもの	12
経皮的冠動脈粥腫切除術	0
経皮的冠動脈ステント留置術	
急性心筋梗塞に対するもの	11
不安定狭心症に対するもの	19
その他のもの	33